

みんなとまちが元気になる
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～

藤沢市市民活動推進計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

2014年(平成26年)4月

藤 沢 市

はじめに

2011年（平成23年）3月の東日本大震災を契機に、地域の絆や人の和の大切さが、多くの国民に改めて認識されました。また、被災地で活動する市民活動団体・ボランティア団体等が復興の原動力となっております。

本市においても、古くから市民活動・ボランティア活動が盛んに行われ、歴史的な街なみや景観の保全・形成、地域の特色ある子育て支援や生涯学習の拠点づくり等、多様な市民活動が進められております。

2001年（平成13年）の市民活動推進条例制定と市民活動推進センター開設をはじめとして、これまで本市の市民活動を積極的に推進し、2006年（平成18年）から市民活動推進計画に基づいて、総合的かつ計画的に市民活動推進施策を進めてまいりました。

2回目の改定となる本計画では、「みんなとまちが元気になる～活力あふれる市民活動のまち藤沢～」をビジョンに掲げ、「市民活動に対する認知度・信頼度の向上」、「市民活動の自立化・持続化の推進」及び「市民活動団体が活躍する機会の拡充」という3つの基本的な指針に沿って市民活動を推進する施策を進めてまいります。

市民、市民活動団体の皆さんには「みんなとまちを元気にする」原動力となって活発な活動をしていただき、「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし湘南の元気都市藤沢～」の実現に向けて、市と共に歩んでいただきたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、熱心にご議論いただいた藤沢市市民活動推進委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

2014年（平成26年）3月

藤沢市長 鈴木 恒 夫

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定経過	2
第2章 市民活動を取り巻く状況	6
1 本市の現状と見通し	6
2 市民活動に対する市民の意識	7
3 市民活動の現状	8
第3章 市民活動推進に係る取り組み	12
1 市民活動の推進に関する取り組み経過	12
2 前計画における施策の実施状況	13
3 継続して取り組むべき課題	16
第4章 基本構想	17
1 市民活動推進の理念	17
2 市民活動推進ビジョン	17
3 基本的な指針	18
第5章 基本的な施策	19
1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策	19
2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策	21
3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策	22
第6章 計画の進行管理と推進体制	25
1 計画の進行管理	25
2 計画の推進体制	26
資料編	27

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、自然環境に恵まれバランスのとれた都市機能を有する住みやすいまちとして発展を続けてきました。それは、30年以上にわたって市民自治の実績を積み上げてきた歴史があり各地区で特色のある活動が行われてきたこと、子育てや教育、福祉や環境、防災やまちづくりなど様々な分野で市民活動が展開されていることなど、市民自らが地域の担い手や推進役として重要な役割を果たしてきたことに支えられています。

一方で、社会環境の急速な変化に伴い、様々な課題が顕在化しており、これらに対処するとともに自然災害などのリスクにも備えていかなければなりません。

こうした状況の中で、人々が生き生きと暮らすことのできる地域社会を築くことは、行政だけで実現するものではなく、市民一人ひとりが参加と創造の主体者になるとともに、お互いの理解と信頼のもとに新たな関係を構築していくことが不可欠となっています。

本市の特長を活かしながら、困難な課題や将来的に予測されるリスクに対応し市民が安全で安心して暮らすことができる魅力と活力にあふれたまちとするためには、誰もが社会の担い手として活躍できる地域づくりに取り組むことが重要であり、市民活動¹をその主役として位置付けてこれまで以上に積極的に推進する必要があります。

本計画は、市民活動を推進するための指針や施策をとりまとめ、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画として策定しました。

¹ 市民活動：市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない（市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない）活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

（3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（党外候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

2 計画の性格・位置付け

本計画については、藤沢市市民活動推進条例（以下「市民活動推進条例」とします）第7条に基づいて、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。

本計画は、市の他の計画等との調和を図りながら、市民活動の推進に関する基本的な指針及び基本的な施策について定めています。

また、市民活動の推進を図るための具体的な事務事業については、本計画の基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟かつ確実に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していきます。

3 計画の期間

本計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年です。

計画期間の中間年度である平成28年度には、中間評価を行い、必要に応じて平成29年度以降の計画の見直しを行います。また、最終年度である平成30年度には、最終評価を行うとともに、新たに平成31年度以降の計画を策定するための検討を行う予定です。

4 計画策定経過

（1）藤沢市市民活動推進委員会での審議

計画の改定にあたっては、学識経験者、企業代表者、市民活動関係者及び公募による市民で構成される審議会「藤沢市市民活動推進委員会」に、2013年（平成25年）4月に諮問し、3回の会議と3回の作業部会を開催して市民活動の推進について幅広く議論した結果を、同年10月に答申として受けました。

（2）市民活動団体・NPO法人へのアンケート調査

市民活動を推進する施策を見直すにあたって、これまで本市に所在する特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」とします）及び藤沢市市民活動推進センター（以下、「市民活動推進センター」とします）登録団体に対して、その活動状況等の実態調査を行ってきました。

①藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012

調査目的	NPO 法人に関して、設立認証等事務、条例指定制度及び行政との協働等を検討するにあたって、活動状況やニーズ等を把握するため
対象	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 162 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 34 法人の合計 196 法人
調査期間	2012 年（平成 24 年）7 月 31 日(火) ～2012 年（平成 24 年）8 月 24 日(金)
回収結果	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 79 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 2 法人の合計 81 法人（回収率 41.3%）
調査項目	団体の設立、活動、メンバー・組織、活動場所、収支・財源、寄附、情報の受発信、所轄庁への書類提出等、他団体との連携・協働、藤沢市との連携・協働

②市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査

調査目的	市民活動推進センター登録団体の活動状況や同センターの利用頻度・満足度を調査し、施設の支援機能の向上等を図るため
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
調査期間	2012 年（平成 24 年）12 月 10 日（月） ～2013 年（平成 25 年）1 月 31 日（水）
回収結果	270 件（回収率：59.6%）
調査項目	① 活動実態調査 団体の活動、収支・財源、抱える課題 ②市民活動推進センター利用頻度・利用満足度調査 利用頻度、サービスの重要性・満足度、情報の告知・収集、総合評価

(3) 市民ワークショップ

市民活動推進センター主催企画「NPO 交流サロン」で、市民活動の現状と将来について意見交換を行うワークショップを開催しました。

第 27 回 NPO 交流サロン「藤沢の市民活動を考える！」

日時	2013 年（平成 25 年）7 月 13 日（土）14:30～16:30
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
会場	フジサワ名店ビル 6 階イベントホール
参加者数	41 人(内、グループワーク参加者は 34 人)
主催	市民活動推進センター
意見交換 テーマ	①市民活動との関わり ②市民活動団体間の連携 ③市民活動と他セクターとの協働
出された 主な意見	<p>① 市民活動との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に関する情報の周知が必要 ・市民活動を継続する上で、後継者・担い手が問題となる ・充実した市民活動が、市民活動全体の底上げになる ・行政の役割を整理すべき <p>②市民活動団体間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携のきっかけや活動の拠点づくり、連絡会の設置が必要 ・連携を促進するコーディネーターが必要 ・情報の共有（他団体の情報、連携の事例、悩み）が必要 ・市民活動推進センターのような中核になる場所・情報のハブが必要 ・異業種交流のような場づくり、良質な出会いの場が必要 <p>③市民活動と他セクターとの協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体と行政との連携は大事だが、今後金銭面で頼ることは難しい ・協働も必要だが、事業型 NPO として、自分たちでちゃんと回す仕組みを作っていきたい ・様々な連携を行い、みんなで仕組みを作っていきたい ・共感できる市民活動、顔と顔が見える活動・付き合いが大事 ・商工会議所等の中間支援組織との連携が必要 ・活動場所の確保等のため、企業や学校との連携が必要

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆さまからいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

実施期間：2013年（平成25年）11月11日（月）～12月11日（水）

実施案件：「藤沢市市民活動推進計画（素案）」について

意見等を提出できる方：市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、
その他利害関係者

<提出された意見の集計>

持 参	1 通
郵 送	0 通
ファックス	6 通
ホームページ（電子メール）	12 通
合 計	19 通

<提出された提案・意見の内訳>

①計画全体について	7 件
②市民活動の認知度向上について	5 件
③市民活動団体の広報について	1 件
④市民活動への参加について	6 件
⑤市民活動団体への助成制度について	2 件
⑥市民活動団体の活動場所について	6 件
⑦相談・コンサルタント機能について	2 件
⑧市民活動団体と行政との協働の推進について	2 件
⑨多様な主体間の交流について	1 件
⑩中間支援組織について	1 件
⑪その他	1 件
合 計	34 件

<実施結果の公表>

2014年（平成26年）2月5日（水）～3月5日（水）に、市役所、各市民センター・公民館、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザ及びホームページにおいて公表

※提出された提案・意見及びそれらに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載しています。

第2章 市民活動を取り巻く状況

1 本市の現状と見通し

本市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農・水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市です。工業では研究開発型施設の誘致、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせています。また、海水浴客も含め、年間観光客数は1,500万人を超える観光都市であり、さらに4つの大学のある学園都市としての性格も加え、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けています。

2014年（平成26年）1月には、人口418,417人（住民基本台帳による）となり、県内では、横浜、川崎、相模原の政令指定都市に次いで第4位の規模となっており、現在も人口は増加傾向にあります。

しかし、少子化・高齢化等の本市を取り巻く近年の内外の社会経済情勢の変化は急激なものがあります。

2010年（平成22年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」によれば、本市の人口は2030年（平成42年）に約430,500人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じるとされています。人口ピーク時には、0歳～14歳の人口は約10.4%、65歳以上の人口は約26.6%となり、それ以降も少子化・高齢化が進むと予測されます。

本市の財政状況を見ると、歳入の根幹をなす市税収入は、大幅な増加を見込むことが困難な状況であり、2020年（平成32年）まで、ほぼ横ばいで推移するものと推測されます。その一方、歳出面においては、生活保護費をはじめとする扶助費は増加傾向にあり、少子化・高齢化に伴う社会保障関係費の増加も予測されます。

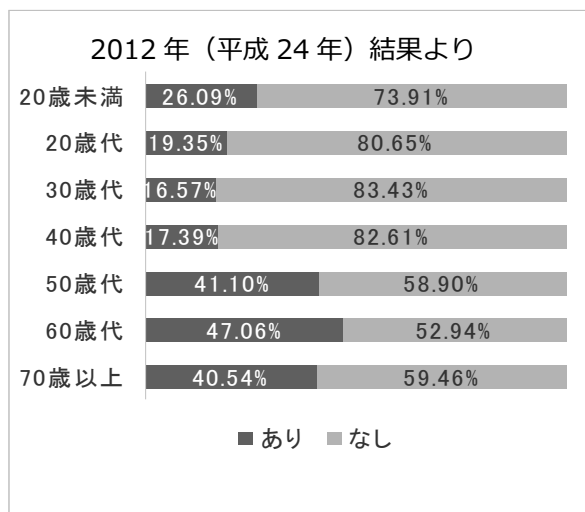
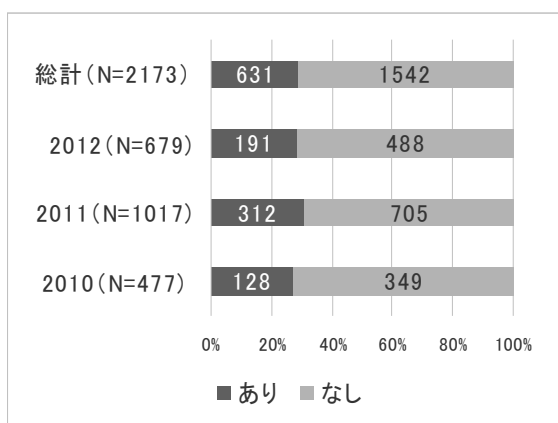
2 市民活動に対する市民の意識

安全に安心して暮すために、市民が元気に活躍することが全国的に広がってきており、内閣府が実施した平成 24 年度国民生活選好度調査によると、ボランティア等の社会貢献活動に参加していると回答した人が 24.6%となっています。

本市においても、藤沢市民まつりにて実施した市民向けアンケートによると、2010 年（平成 22 年）から 2012 年（平成 24 年）の平均では、29.0%と国を上回る結果が出ています。また、年代別に見ますと、50 歳代以上の参加率は 40%を超えています。

設問：市民活動団体やボランティアに参加したことはありますか？

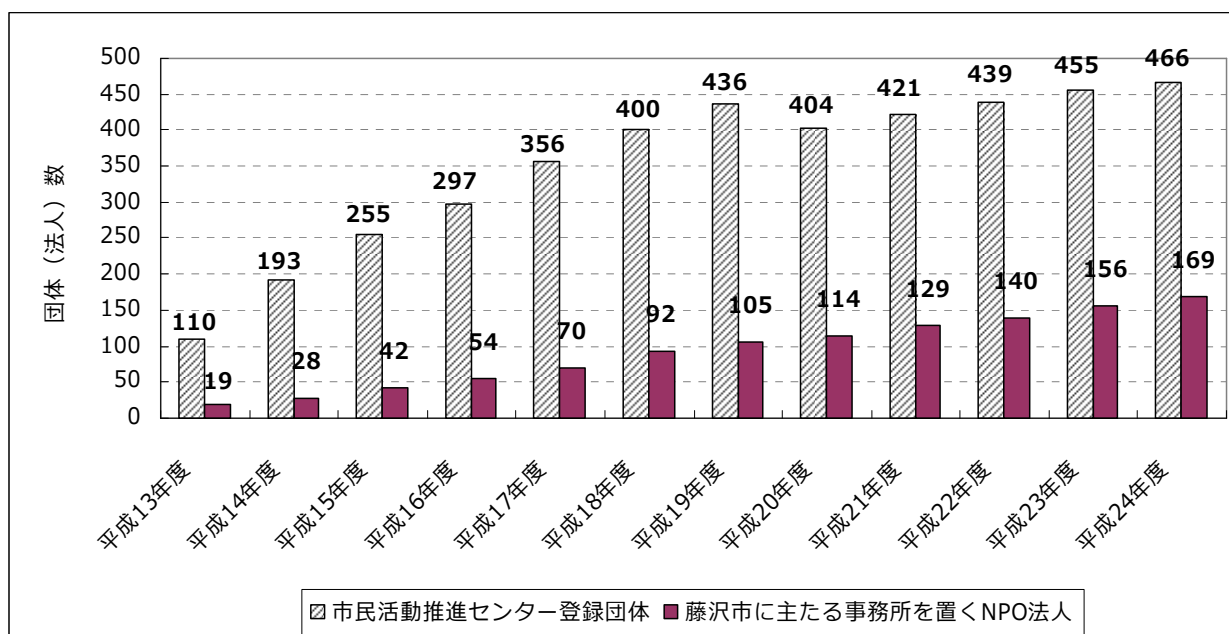
藤沢市民まつり来場者アンケート（2010 年（平成 22 年）～2012 年（平成 24 年）実施）



3 市民活動の現状

本市で活動する市民活動団体は年々増加しているとみられます。例えば、2013年（平成25年）3月末の状況と10年前の2003年（平成15年）3月末の状況を比較すると、市民活動推進センターの登録団体は466団体で10年前の193団体と比較すると2.4倍、本市に主たる事務所を置くNPO法人の数は169法人で10年前の28法人と比較すると6.0倍となっています。

市民活動推進センター登録団体及び本市に主たる事務所を置くNPO法人の推移



2013年（平成25年）3月末時点の市内に主たる事務所を置くNPO法人の活動を分野別に見ると多岐にわたって活動が展開されています。

その中でも法人数が多い活動分野は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている法人が107法人、子どもの健全育成を図る活動を行っている法人が61法人、社会教育の推進を図る活動を行っている法人が53法人となっています。

藤沢市内に主たる事務所を置くNPO法人 活動分野別一覧

（2013年（平成25年）3月末時点 169法人）

特定非営利活動促進法第2条別表に定める活動分野	法人数
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	107
② 社会教育の推進を図る活動	53
③ まちづくりの推進を図る活動	39
④ 観光の振興を図る活動	0
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	41
⑦ 環境の保全を図る活動	28
⑧ 災害救援活動	7
⑨ 地域安全活動	11
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	13
⑪ 国際協力の活動	14
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	61
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	17
⑮ 科学技術の振興を図る活動	8
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	21
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	30
⑱ 消費者の保護を図る活動	8
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	45

※複数の分野で活動している法人もあるので、重複しています。

2013年（平成25年）1月に実施した「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」によると、団体が活動にあたって抱える課題として最も多かったのは、人員に関する課題で、会員の不足、会員の高齢化や若手の不在などが挙げられています。続いて、財源、会の運営、活動する場所に関する課題が挙げられています。

会員の高齢化などによって会員数が減少し、会の活動が継続できなくなるとい問題に多くの団体が直面していると思われ、また、後継者の育成や若い世代の獲得が課題だと挙げている団体もありました。

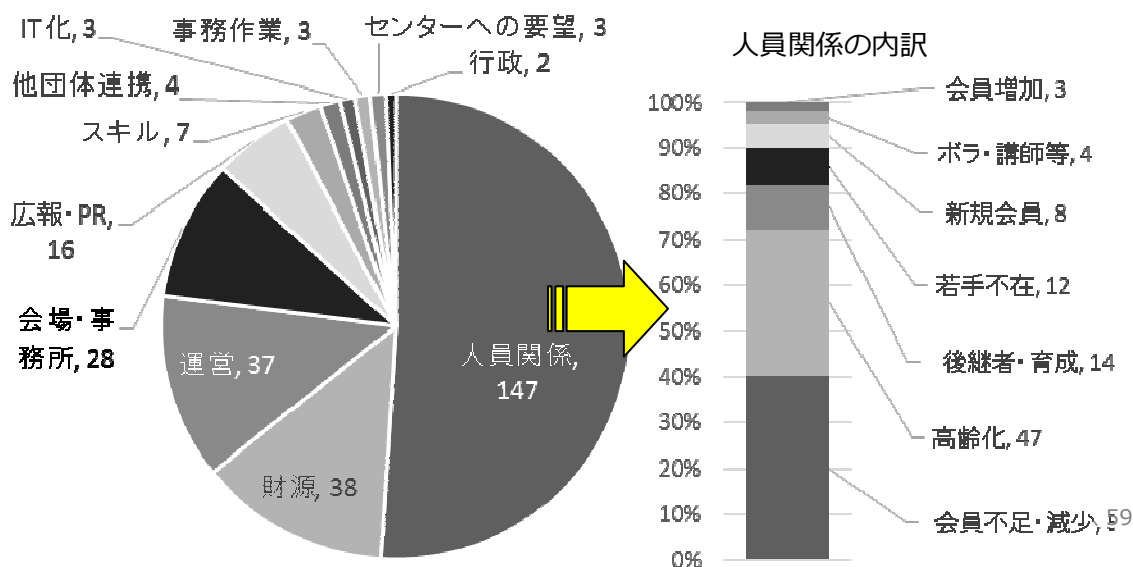
財源については、今後会の活動を拡大する、または会の活動を維持していく財源を必要とするという回答が挙げられています。

会の運営については、会を運営するための中核となる人材の不足や、後継者の育成、今後の団体の活動をどのように行っていくか、という回答が挙げられています。

活動する場所に関しては、事務所や会議室、会の活動で使用する道具の保管場所を必要とするという回答が挙げられています。

設問：活動にあたって、現在抱えている課題または今後課題となりうるであろうことがあれば教えてください。（自由記述）

市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査（2013年（平成25年）1月実施）より
（回答数 189 団体、記入意見総数 288 件）



市民活動団体がその活動を発展させるための一つとして、行政との協働という手段も一つの選択肢として考えられますが、2012年（平成24年）8月に実施した「藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012」の調査結果によると、市との協働事業について、「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」という回答が全体の94%を占めるのに対し、実際に市と関わりを持っているかどうかとの問いに対して、「関わりがある」という回答が68%となっています。

藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012（2012年（平成24年）8月実施）より

（回答数 81 法人）

設問 貴団体は、「行政としての藤沢市」との関わりがありますか。（一つだけ選択可）	
ある	68%
ない	32%

設問 藤沢市と NPO との協働事業についてどのように思われますか。（一つだけ選択可）	
非常に重要である	58%
どちらかといえば重要である	36%
どちらかといえば重要でない	3%
重要でない	3%

第3章 市民活動推進に係る取り組み

1 市民活動の推進に関する取り組み経過

本市における市民活動推進に関する取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。

さらに、2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2013年（平成25年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、市と密接に連携しながら、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。

2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ26事業、発展コースについては延べ51事業に助成を行いました。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う

「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成 24 年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則 3 年実施）が 12 事業、市民活動団体提案協働事業（1 年実施）が 14 事業を実施しました。

2011 年（平成 23 年）3 月には、市民活動推進計画を改定し、新たに平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の計画を策定し、施策を実施しました。

2 前計画における施策の実施状況

平成 23 年度～平成 25 年度の市民活動推進計画において、3 年間で実施した施策の実施状況についてまとめました。

指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備

（基本的な施策）

1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

市民センターや地域市民の家など公共施設の利用を促進するため、市ホームページ等で市民活動団体に広く周知しています。

2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

市民活動団体が利用できる民間施設情報を収集し（3カ所）、更なる情報収集に努めています。

3 市民活動支援施設の拡充

2013 年（平成 25 年）10 月に、湘南台文化センター 2 階に、新たな市民活動の拠点施設として、「湘南台市民活動プラザ」を開設しました。

4 市民活動に関する情報の集約と提供

5 広報紙・ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

市民活動推進センター登録団体などの活動情報を収集し、NPOCafe（同センターホームページ）あるいは同センターニュースレターに同封する「情報クリップ」として、定期的に情報提供を行っています。

また、Twitter や Facebook といった民間の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）²を活用した情報発信も行っています。

指針 2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

（基本的な施策）

1 公益的市民活動に対する助成制度の充実

平成 18 年度から行っている公益的市民活動助成事業の応募事業の拡大を狙いとして、電子申請の導入など申請方法の見直しを行いました。

2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

国・県・他市町村及び民間団体等の助成制度に関しては、市民活動推進センターにて、館内掲示やニュースレターによる情報提供を行っています。

また、同センターでは、申請に関する相談も随時行っています。

3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

市民活動団体の運営等に対する支援としては、市民活動推進センターにて団体運営や活動に関する「NPO マネジメント講座」や、12 人の専門的なアドバイザー・講師の相談・派遣を依頼できる制度を行っています。

4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

市民活動・ボランティア活動に関心のある人と人材を必要とする団体とをつなぐ取り組みとして、2011 年（平成 23 年）から、「VOLUNTEERS（ボランティアーズ）」という冊子を年 3 回発行し、市内各所で配布しています。

また、前述の「NPO マネジメント講座」を行うことで、人材育成を推進しています。

5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

市民活動団体に対する間接的な支援として、市民からの関心を高めることで支援を促す取り組みとして、2012 年（平成 24 年）12 月に「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、同条例に NPO 法人を指定する制度を始めました。

² SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人とのつながりを促進・支援する、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスです。

また、市民活動団体の組織的なステップアップを目指して、神奈川県から権限移譲を受けて、2013年（平成25年）4月からNPO法人の設立認証等に係る事務の取扱いを始めています。

指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

（基本的な施策）

1 協働文化の醸成

市民活動推進センターにて「NPO交流サロン」として、市民と市民活動団体、あるいは市民活動団体同士が交流を深める取り組みを行っています。

2011年（平成23年）から市職員に対して、市民活動や市民活動団体と行政との協働に関する研修を毎年実施しています。

2 協働コーディネーターの配置

2013年（平成25年）4月から、市民、市民活動団体、企業、大学及び行政等の多様な主体をつなぐコーディネート役として、市民活動推進センターに「協働コーディネーター」を配置しました。

3 地域まちづくりパートナーシップの導入

効果的な地域課題の解決を目指して、地域活動を行う団体等と各分野・テーマにて活動している団体等をつなぐ方策の検討を行いました。

4 市民活動団体提案協働事業の充実

平成18年度から、相互提案型協働モデル事業及び市民活動団体提案協働事業として、平成24年度まで市民活動団体と市の協働事業を実施してきましたが、その7年間の実績と課題を検証して、平成26年度から新たな協働事業制度を行います。

5 公民連携事業化提案制度との連携

藤沢市公民連携事業化提案制度は平成22年度から始まり、市民活動団体もアイデア提案を行い、NPO法人が提案した3事業が事業化されました。

3 継続して取り組むべき課題

これまで市民活動推進に関する取り組みを行ってきましたが、今後も継続して取り組むべき課題も浮かび上がってきました。

課題1 市民活動への参加促進の必要性

7ページの市民まつりアンケート調査結果のとおり、市民活動・ボランティア活動への市民の参加は、国よりやや高い傾向にありますが、約3割にとどまっており、より一層の参加を促す必要があると考えます。

課題2 市民活動を担う人材育成及び確保の必要性

10ページの市民活動団体が抱える課題についてのアンケート調査結果のとおり、市民活動団体にとって、会員不足・減少や後継者の育成等の人材に関する課題が最も大きな課題となっています。

市民活動への参加意欲を持った人と人材確保を図りたい団体とのマッチングや、団体の持続的な運営を行うことができるよう、人材育成に関する支援が必要であると考えます。

課題3 市民活動団体の運営支援の必要性

同じく10ページのアンケート調査結果のとおり、財源に関する課題や運営に関する課題も大きく、市民活動団体の自立化・持続化を促すためにも、効果的な運営支援が必要であると考えます。

課題4 市民活動団体と行政との協働推進の必要性

11ページにあるとおり、NPO法人のうち、行政との協働について重要だと考える法人が9割を超えるのに対し、実際に行政と関わりを持っている法人は7割弱にとどまっており、社会的問題や地域の課題を効果的に解決するためにも、市民活動団体と行政との協働の更なる推進が必要であると考えます。

第4章 基本構想

1 市民活動推進の理念

本市の市民活動推進の基本理念は、市民活動推進条例第3条に以下の通り掲げられています。

(藤沢市市民活動推進条例第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動推進ビジョン

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえて、市民活動を推進することで5年後にどのような姿を目指すのかを、上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

**みんなとまちが元気になる
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～**

社会的問題や地域の課題を効果的に解決し、まちを活性化するためには、市民活動の果たす役割は大きいと考えます。

本市の市民活動は、これまでの市民自治・市民参加の歴史・蓄積を継承し、市民の共感と信頼を得て、企業・大学・行政等多様な主体と協働しながら、様々な場面において自立的かつ持続的に展開されることが望まれます。

活力あふれる市民活動が、みんなとまちを元気にする原動力となることを目指します。

3 基本的な指針

市民活動推進ビジョンを実現するために、本計画の5年間で取り組むべき方向性を3つの基本的な指針として定めます。

基本指針1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上

市民活動が活発になるには、より多くの市民に、市民活動を知ってもらうことが重要です。市民活動を知ることで、社会や地域の課題解決に取り組む市民活動団体に対する信頼度が高まると考えます。

基本指針2 市民活動の自立化・持続化の推進

市民活動が活発になるには、市民活動団体が自立した活動を展開することが重要です。そのためには、活動に対する支援を増やすなど、組織基盤の安定化を図る必要があります。

また、社会や地域の課題解決に取り組むためには、活動の持続化を推進する必要があります。

基本指針3 市民活動団体が活躍する機会の拡充

本市において、市民活動団体の数は年々増加し、地域に根ざした多種多様な市民活動が展開されています。市民活動団体が活動する場面が増えることで、社会や地域の課題解決につながるものと考えます。

また、社会や地域の課題を効果的に解決するためには、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と企業・大学・行政等多様な主体が、それぞれが持つ専門性などを活かして、相互に連携しながら解決を目指すことが求められます。

第5章 基本的な施策

市民活動推進条例の第8条では、計画に規定すべき基本的な施策として、(1) 活動の場所の整備に関する事、(2) 情報の収集及び提供に関する事、(3) 市民活動を行うものに対する支援に関する事、(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関する事、の4つを掲げています。

本計画では、前章の基本的な指針を具現化し、5年間で実行する基本施策を定めます。また、基本施策の趣旨に沿って、事務事業を進めていきます。そして、5年後に達成すべき目標を、施策目標として定めます。

1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策

市民に、市民活動を知ってもらい、関心を高めるためには、市民活動に関する情報を積極的に発信すること、市民と市民活動関係者が交流する機会をもうけることなどが必要と考えます。

また、市民活動に対する関心を高めることによって、市民活動に対する信頼度も高まり、活動への参加や寄付などの支援の拡充につながると考えます。

【基本施策】

1-① 市民活動に関する情報提供場所の整備

市民、特に、市民活動の担い手として期待される、学生、子育て世代、シニア世代などが、「活動を始めたい」「活動に参加したい」などと感じた時に、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザを中心に、その要望に応えるための情報を持ち提供できる場所を整備します。

1-② 市民活動団体の広報・情報公開の支援

市民活動団体の信頼性を確保し共感する市民を増やすために、団体が自らの活動状況を積極的に公開できるよう、支援します。

1-③ 市民活動に対する寄付促進の支援

市民活動に対する市民の共感を高め、市民活動団体に対する寄付が促進されるよう、寄付者に対する税制上の優遇措置の積極的周知や、団体・活動の広報などの支援を行います。

1-④ 市民活動への参加に対する評価の仕組みの整備

市民の、市民活動に対する関心を高め、参加を促進するために、市民活動への参加について評価する仕組みについて、先進事例等の調査研究を行い、本市に合った仕組みを整備します。

【施策目標】

- ・自ら市民活動を担う市民が増えるとともに、市民活動団体の設立数が増加している。
- ・市民活動に対する認知が深まるとともに、信頼できる活動であるとして多くの市民により評価されている。
- ・多くの市民が市民活動に対する理解と関心を深めて、市民活動への参加や寄付が促進されている。

2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策

市民活動団体の抱える主な課題として、会員の不足や高齢化などの人材に関する課題、財源及び活動場所が不足していること、及び役員等中核を担う人材の不足、広報や専門性向上の必要性などの運営上の課題が挙げられます。

市民活動の自立化・持続化を推進するためには、これらの課題を解決することが必要と考えます。

【基本施策】

2-① 市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備

市民活動団体の組織基盤の強化を図り、活動の自立化・持続化を推し進めるための助成制度を整備します。

2-② 持続的な活動を推進するための場の整備

市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザをはじめ市内公共施設などにおいて、持続的な活動を支えるための場を整備します。

2-③ 市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充

市民活動に参加する意欲を持った人と人材を必要とする市民活動団体とをつなぐため、広報等による支援や相談体制を拡充します。

2-④ 市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備

団体が活動を発展させるための能力開発や育成に向けた相談・コンサルタント機能を整備します。

【施策目標】

- ・市民活動に必要な人材や資金などの資源が拡充し、自立的で持続的な市民活動が数多く展開されている。
- ・市内において、市民活動団体が利用できる活動場所が増加している。

3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策

市民活動団体が活躍する機会を拡充するためには、市民活動が必要とされる場面について検証し、そういう場面を増やす必要があります。

また、市民活動団体同士、あるいは企業・大学・行政等との連携によって、団体が持つ専門性などを活かす場面も増えることから、市民活動が主体となったマルチパートナーシップを推進することが重要となります。

【基本施策】

3-① 市民活動団体と行政との協働の推進

社会的問題・地域の課題の解決や市民ニーズへの対応を効果的に図ることを目的として、市民活動団体と行政が積極的に協働して課題解決に取り組むことを推進します。

3-② 市民活動団体が活躍する場の拡充

市民活動団体が得意とする分野において活躍する場や、活動の成果を市民に向け提供できる場の拡充を図ります。

3-③ 市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進

市民活動団体や企業・大学・行政等の多様な主体間におけるマルチパートナーシップを推進するため、互いの組織等の違いを学ぶ機会や積極的に対話する機会の提供など、各主体間の交流を推進します。

3-④ 中間支援組織間の連携の推進

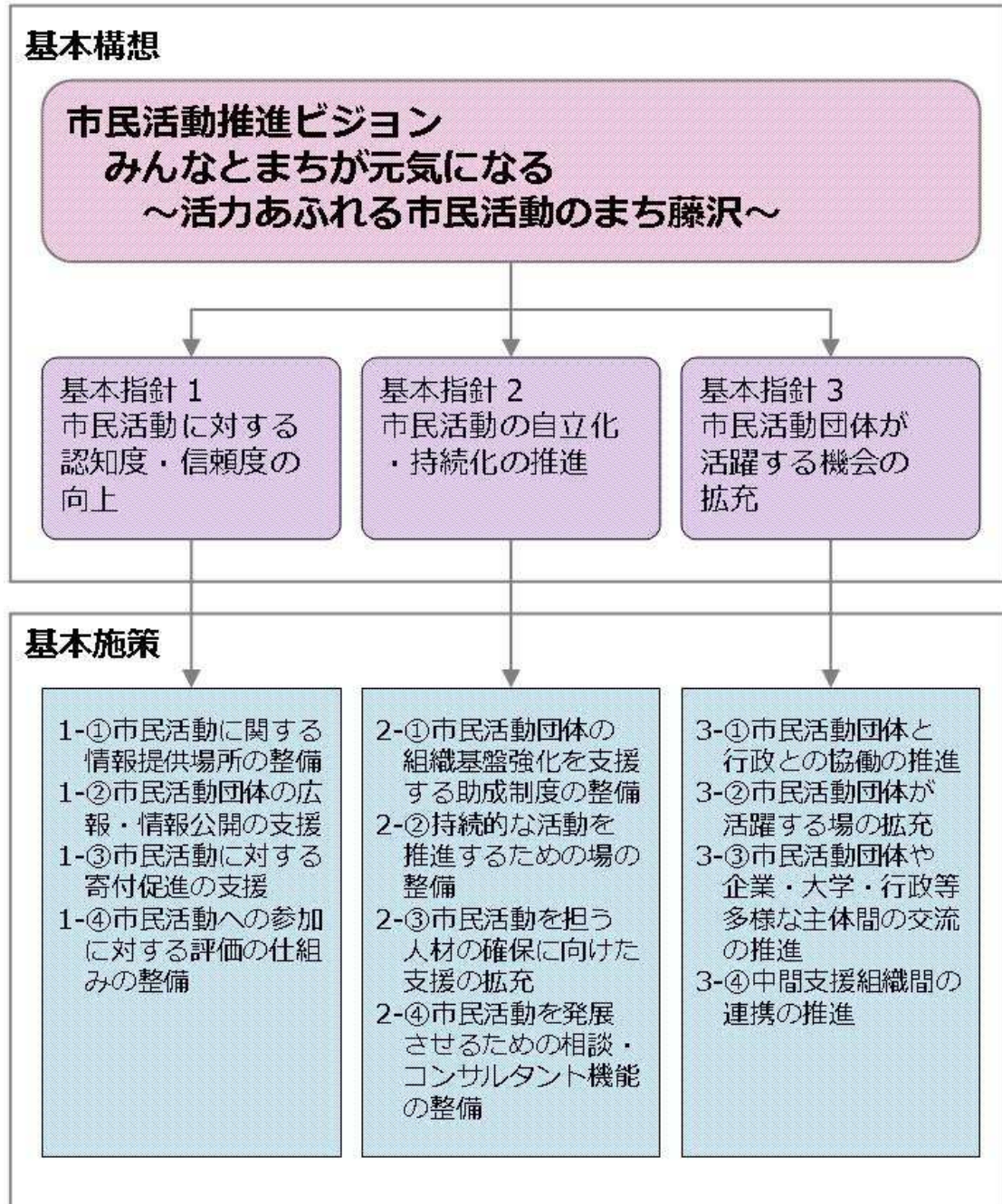
本市における市民活動の中間支援組織³である市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザと、他自治体における市民活動の中間支援組織、あるいは社会福祉協議会や商工会議所等、他分野の中間支援組織との連携を進め、市民活動団体の連携能力の向上を支援します。

³ 中間支援組織：対象となる分野で活動する団体等に対して、団体の運営等に対する支援や団体間のネットワーク化などの支援を行う組織です。

【施策目標】

- ・ 市民活動団体が、行政事業をはじめ様々な事業活動に参入している。
- ・ 社会的問題や地域の課題に対して、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と、自治会・町内会、商店・企業、学校、行政などの多様な主体が協働して対処する土壌が醸成されている。

市民活動推進計画体系図



第6章 計画の進行管理と推進体制

1 計画の進行管理

本計画を実行することで、持続的な市民活動の推進を図るため、進行管理については、所管である市民自治推進課が行います。

まず、計画の中間年度である平成28年度に中間評価を実施し、必要に応じて平成29年度以降の計画の見直しを行います。

また、その結果を踏まえた後半2年度の事業展開を図ります。

次に、計画の最終年度である平成30年度に最終評価を実施して、その結果を踏まえて次期計画の策定を行います。

具体的な進め方としては、市民・市民活動団体の皆さんから、アンケート調査及びワークショップにて意見を聴取し、その結果を基に市民活動推進委員会で審議して、計画の実施に反映させていきます。

(1) 中間評価

- ①市民アンケート調査（平成27年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO法人アンケート調査
（平成27年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成28年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成28年度実施）

(2) 最終評価

- ①市民アンケート調査（平成29年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO法人アンケート調査
（平成29年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成30年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成30年度実施）

2 計画の推進体制

本市では、市民活動を推進するために、附属機関として藤沢市市民活動推進委員会を設置しています。また、市民活動を推進する拠点施設として、市民活動推進センター及び湘南台市民活動プラザを設置しています。

本計画に沿って市民活動を推進するにあたっては、市、市民活動推進委員会、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザの運営者が連携・協力して行っています。

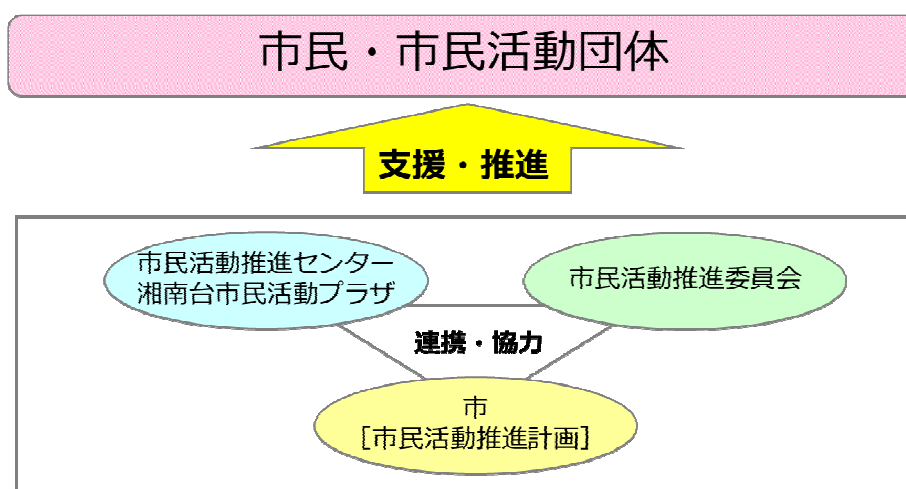
(1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進条例第 11 条に基づいて設置された附属機関(審議会)で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成され、市長の諮問に応じて、市民活動推進計画に関する事項、市民活動推進センターの運営に関する事項等について、調査審議します。

(2) 市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザ

市民活動推進センターは、市民活動の自立化を支援することを目的とした、市民活動の推進拠点となる施設として、2001 年(平成 13 年)12 月に開設しました。

また、湘南台市民活動プラザは、本市北部地域における市民活動の活性化を推進する拠点施設として、2013 年(平成 25 年)10 月に開設しました。



藤沢市市民活動推進計画
(平成 26 年度～平成 30 年度)

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1
電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512
電子メール jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp